

市民税非課税世帯・生活保護世帯の方へ



## 初回産科受診料支援事業のお知らせ

初回の産科受診料（妊娠の診断に要する費用）のうち  
1万円を上限に助成します。

※保険診療の自己負担分や初回産科受診と同時に実施する妊婦健康診査は対象外となります。

令和5年4月1日以降に受診した妊娠の診断に要する診察・検査の費用が対象です。

### 対象者

1～4の全てにあてはまる方

- 1 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した方
- 2 申請時および初回産科受診時に宝塚市民の方
- 3 市民税非課税世帯、またはこれと同等の所得水準であると認められる方
- 4 協力医療機関と宝塚市の間で必要に応じて支援に必要な情報の共有に同意できる方

初回の産科受診料の負担に悩む方など  
ご相談ください。

### 申請方法

助成券の申請（これから受診する人）

- 1 初回産科受診料助成券交付申請書
- 2 世帯調書
- 3 世帯全員の所得を証明する書類  
(市民税県民税所得課税証明書、非課税証明書など)

還付申請（後払い、申請期限は出産日から2年以内です。）

- 1 初回産科受診料還付助成申請書
- 2 世帯調書
- 3 世帯全員の所得を証明する書類  
(市民税県民税所得課税証明書、非課税証明書など)
- 4 初回産科受診の領収証および診療明細書
- 5 未使用の初回産科受診料助成券※交付者のみ
- 6 助成金振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し

### 相談・問い合わせ先

宝塚市健康推進課

〒665-0827

宝塚市小浜4丁目4番1号 宝塚市立健康センター

TEL：0797-86-0056 FAX0797-83-2421

宝塚市ホームページ

ID: 1052842

